

吹情個審答申第73号  
令和7年12月26日  
(2025年)

吹田市長 後藤 圭二 様  
吹田市教育委員会  
教育長 大江 慶博 様

吹田市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 高橋 明男

### 吹田市情報公開条例第17条に基づく諮問について（答申）

令和6年6月26日付け6市人第417号及び令和6年6月26日付け6地青第430号で諮問を受けました「「第42回子どもたちの未来と平和を語る集い」の吹田市と市教育委員会の後援取消し決定において、この決定がなされた事実認定にかかる情報。誰が調査をしてどのような報告があり、それを部内でどのような処理をしたのかわかる文書。（以下「本件文書」という。）」の公文書公開請求に対する令和6年5月14日付け6吹市人第255号及び令和6年5月14日付け6吹地青第266号による公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、以下のとおり答申します。

#### 記

#### 第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）に対する市長及び教育委員会（以下「実施機関」という。）の本件決定は、妥当である。

#### 第2 審査請求の経過及び審査過程

1 本件審査請求は、吹田市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条に基づき、請求人が行った本件文書の公文書公開請求に対して本件決定がなされたところ、この決定に対して請求人が実施機関に対して審査請求を行ったものである。

2 当審査会事務局（以下「事務局」という。）から請求人に対して令和6年7月1日付けて「弁明書に対する反論書等の提出について」の通知（6吹市総第5083号）を送付し、反論書と口頭意見陳述を希望する場合は口頭意見陳述申立書を期限までに提出するよう求めたところ、請求人から同年7月16日付で口頭意見陳述申立書と反論書1の提出があった。

- 3 令和6年7月16日付けの請求人からの反論書1に対して、事務局から実施機関に対して、同日付けにて「審査請求人からの反論書の提出について」の通知（6市総第5098号）を送付したところ、実施機関から同年7月31日付けにて反論書1に対する意見書1の提出があった。
- 4 令和6年7月31日付けの実施機関からの意見書1に対して、事務局から請求人に対して、同日付けにて「令和6年7月16日付け反論書に対する意見書の送付について」の通知（6吹市総第5109号）を送付したところ、請求人から同年8月13日付けにて反論書2の提出があった。
- 5 令和6年8月13日付けの請求人からの反論書2に対して、事務局から実施機関に対して、同年8月14日付けにて「審査請求人からの反論書の提出について」の通知（6市総第5121号）を送付したところ、実施機関から同年8月29日付けにて反論書2に対する意見書2の提出があった。
- 6 令和6年8月29日付けの実施機関からの意見書2に対して、事務局から請求人に対して、同年8月30日付けにて「令和6年8月13日付け反論書（2）に対する意見書（2）の送付について」の通知（6吹市総第5131号）を送付したところ、請求人から同年9月17日付けにて反論書3の提出があった。
- 7 実施機関は、令和7年7月29日に開かれた当審査会において、本件決定の理由と背景を説明した。
- 8 請求人は補佐人と共に、令和7年10月29日に口頭意見陳述を行い、実施機関及び当審査会委員との間で質疑応答がなされた。
- 9 補足  
本件における実施機関は市長及び教育委員会の2機関となるが、弁明書や意見書の内容は両機関共通のものである。（以降、特に記載のない限り実施機関の主張等においても同様である。）

### 第3 請求人の主張要旨

- 1 請求人は、本件審査請求に係る審査請求書において、おおむね以下の理由により本件決定に対して審査請求すると主張した。
  - (1) 審査請求の趣旨  
求めた情報について公開されなかったことの決定を取消す。
  - (2) 審査請求の理由  
公開してほしい情報がないと言われたが、不利益を被った団体としては、情報がないというのは納得できない。重要決定を下すなら、その経過がわかる文書を公開して

ほしい。

2 また、請求人は、本件審査請求に係る実施機関の弁明書に対する反論書1、反論書2及び反論書3において、おおむね以下の主張を行った。

(1) 実施機関は、条例第7条第1号情報を除いて「資料全てを開示」しており、「これ以上開示できる文書は存在」しないとしている。

しかし、「吹田市情報公開条例 趣旨と解釈」(以下、「趣旨と解釈」という。)では、条例第2条第1項の公文書の定義に示されている「職務上作成し、又は取得した」とは、「実施機関の職員が職務の遂行者として公的立場において、作成し、又は取得した」という趣旨であり、作成したこと及び取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、収受印があること等の手続的な用件を満たすことを要するものではない」としている。

後援取消通知作成にあたっては、担当部局での協議、他部局への連絡等々に関して、当然に関係職員は説明資料ないしメモ、メール等の作成があったはずであり、それらは条例上開示の対象とされなければならない。

(2) 少なくとも次の文書は存在するはずである。

①実施機関の間で連絡を行ったメールないしメモ

後援承諾取消しの決定は、主に市長（担当室課：人権政策室。以下、実施機関のうち市長については「人権政策室」という。）が行ったものと思われるが、教育委員会（実施機関のうち教育委員会分。担当室課：青少年室。以下、実施機関のうち教育委員会については「青少年室」という。）との整合を図るためにやりとりがあったはずである。

②反論書1添付資料（令和5年10月3日付け5吹市人第840号「後援等承諾取消に対する質問への回答について」）の文書を作成するための文書等

反論書1添付資料において、取消の理由（確認した活動の概要）について「具体的には、講演において安保廃棄などの主張がなされたことや、受付でカジノ計画の認定取消等を求める署名への協力を求めるチラシが配布されていたことを指しています」と記述されている。

しかし、本件文書では、「（1）催しの内容に『特定の政治活動を目的とする事業』に該当するものがあったため」、「（2）会場において署名への呼びかけが行われていたため」との記述のみがある。

反論書1添付資料のような回答を作成するためには、後援承諾取消しを検討した際のメモ等の文章が不可欠である。もしそのような文書が存在しないとすれば、担当者の記憶のみで適当に作成もしくは後付で作成されたこととなり、市の行政事務遂行のあり方に重大な懸念を生じさせるものである。

(3) 本件文書では、後援承諾の取消しの理由について「会場において署名への呼びかけが行われていたため」とされており、反論書1添付資料においては、「受付でカジノ計画の認定取消等を求める署名への協力を求めるチラシが配布されていた」としている。また、本件文書では、チラシのコピーが別紙4として開示されたのみで、チラシの入手経緯に触れる文書は一切開示されていない。入手の経緯について口頭確認にと

どめ、メモとしてすら作成していないとされることは全く理解できない。

- (4) 本件文書には、過去の経過として、「過去から後援を承諾していますが、平成25度に政治的な行為と疑われる内容があったため、注意した経緯がある」との記述がある。しかし、その記述根拠となる文書は開示されていない。

決裁文書の記述であるから、後援承諾の取消しの判断に何らかの関わりがある事柄であり、その根拠となる文書は当然公開対象なるものと考える。また、過去の経緯について確認できる文書が存在するのに、今回の後援承諾の取消しについて判断過程を検証できる文書が不存在として開示されることは全く理解できない。

- (5) 実施機関の意見書1において、「担当間は直接協議を行い、連絡等も電話にて調整していたもので公開した公文書以外の文書は存在しないものです。」とあるが、それでは講演に参加し、講師のレジュメや署名関係のチラシを持ち帰った職員の報告及びその後の協議はすべて口頭で行われ、その協議の記録は残していないということになる。正確な事実確認を記した文書を作成しないまま、市民に不利益な処遇を行うということ自体が行政のあり方として理解できない。

- (6) 講演レジュメに記載された一言によって催しそのものを政治的と判断した根拠、主催者が署名チラシを配布したという認識に至る経過、これまで容認してきたことを事前通知なく扱いを変えた理由等については、文書に残すべきであったと考える。文書がなければ、実施機関が恣意的に判断することが可能になり、その検証も不可能である。

### 3 口頭意見陳述において請求人は、おおむね以下のような内容の主張をした。

- (1) 後援承諾の取消しは、行政処分とは異なるとはいえ、市民団体からの不信感を招く可能性のある措置である。十分な説明とそれを裏付ける内部での検討が明らかとされる必要があると考えるが、公開された文書には内部での検討の過程がわかるものはなかった。
- (2) 実施機関の文書不存在との主張が正しいとするならば、検討過程が推認される文書が意識的に又は怠慢により作成されなかつたこととなる。

### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関は、本件審査請求に係る弁明書及び反論書に対する意見書1及び意見書2において、おおむね以下の理由により本件決定は妥当であると主張した。

- (1) 本件文書において、後援承諾の取消し経過及び理由を明記し、決裁が完了しているものであり、条例第7条第1号に該当する情報を除く資料全てを開示しており、経緯等についてこれ以上開示できる文章は存在しない。
- (2) 担当間において本件文書により、直接協議を行い、連絡等も電話にて調整をしていたことから、本件文書以外の文書は存在しない。

### 第5 審査会の判断理由

#### 1 本件文書について

- (1) 本件文書については、実施機関は次のとおり、文書を特定している。
- ア 起案 令和5年8月18日付け、5吹市人第167-2号（実施機関のうち人権政策室分。）
  - イ 起案 令和5年8月18日付け、5吹地青第953号（実施機関のうち青少年室分。）
- (2) 当審査会において、本件文書を見分したところ、人権政策室と青少年室のそれぞれの「第42回子どもたちの未来と平和を語る集い」（以下「当該イベント」という。）の後援承諾取消し決定を伺う起案であり、両文書の内容はほぼ同様であることが確認できた。なお、相違点は実施機関ごとの文書の管理番号や起案者名等である。
- また、実施機関は、条例第7条第1号に該当するものとして、次の情報について非公開としていることが認められた。
- ア 後援等承諾申請書中の代表者の郵便番号、住所、電話番号及び連絡先の氏名、郵便番号、住所、電話番号
  - イ 文化会館使用許可書中の使用者の住所、電話番号、会場責任者の氏名、連絡先
  - ウ 役員名簿中の実行委員長の住所、電話番号、事務局長・事務局員の氏名、住所、電話番号
  - エ 後援等終了報告書中の代表者の郵便番号、住所、電話番号
- (3) 請求人は、審査請求書及び反論書等において、後援承諾の取消しを決定した本件文書作成にあたっては、担当部局での協議、連絡等々に関する説明資料、メモ及びメール等、講演に参加し、講師のレジュメや署名関係のチラシを持ち帰った職員の報告及びその後の協議に関する文書の作成があったはずだと主張している。
- (4) 実施機関は、本件文書の作成の際は、担当間は直接協議を行い、連絡等も電話にて調整をしていたため、公開した公文書以外の文書は存在しないと主張している。
- 以降で本件文書以外の公文書の不存在事由該当性について検討することとする。

## 2 不存在事由該当性について

- (1) 請求人は、反論書等において次の文書の存在を主張している。
- ア 実施機関内部での協議資料、人権政策室と青少年室の協議における資料、それら協議に関する連絡メールやメモ
  - イ 実施機関の間での本件文書による後援承諾の取消し決定について連絡を行ったメールやメモ
  - ウ 後援承諾取消しを検討した際のメモ等の文書
  - エ 当該イベントの講師のレジュメや署名関係のチラシを持ち帰った職員の報告資料や協議資料、事実確認を記した文書
- (2) 本審査会が、本件文書以外の公文書の有無を判断するために実施機関に確認した事項及びこれに対する回答は、次のとおりである。
- ア 確認事項1：人権政策室と青少年室間における本件文書の内容のすり合わせ方法。  
実施機関回答：短時間での対応が必要であったため、人権政策室と青少年室の担

当者（主に両機関の担当参事）が、電話や面談により情報共有を行った。合同の協議は行っておらず、人権政策室が方向性を決定し、それを青少年室に伝える方法をとった。起案内容については、詳細に内容を伝えるため、人権政策室作成の起案の写しを参考として青少年室に渡した。青少年室は、起案作成後に人権政策室作成の起案の写しをシュレッダーで破棄した。

イ 確認事項2：人権政策室の職員が、当該イベントに参加し、資料を入手したことについての何らかの文書による報告等の有無。

実施機関回答：文書による報告等はなく口頭によるものであった。

ウ 確認事項3：人権政策室の職員が、当該イベントに参加し、入手した資料の青少年室との共有方法。

実施機関回答：短時間での対応が必要であったため、人権政策室と青少年室の担当者（主に両機関の担当参事）が、電話や面談により情報共有を行った。資料は対面で受け取った。

エ 確認事項4：本件文書の決裁においては文書管理システムを用いているが、そのシステム内において人権政策室と青少年室間のメッセージ等のやりとりの有無。

実施機関回答：文書管理システムの仕様上、起案室課以外でも合議の設定をすれば、電子付箋ツールでメッセージ交換が可能であるが、本件文書では別々に起案しており、合議の設定をしていないため、メッセージ交換はできない。

（3）以上の実施機関の説明に、不自然・不合理な点があるとまでは認められず、当審査会の調査審議において本件文書以外の公文書の存在は確認できなかった。

3 当審査会は以上の理由に基づいて、本答申の第1において示したとおりの結論に達した。

## 第6 付言

当審査会の判断は以上のとおりであるが、本件における実施機関の対応について、次のとおり2点の意見を付する。

1 後援承諾の取消しの理由の1つとなった「会場において署名への呼びかけが行われていた」ことの確認手法について

当審査会から実施機関に対して、本件文書に記載のある後援承諾の取消し理由（確認した活動の概要）の根拠資料として示されている「講演で使用された資料（本件文書における別紙3）」及び「カジノ計画の認定取消等を求める署名への協力を求めるチラシ（本件文書における別紙4）」（以下、前述の講演で使用された資料と署名への協力を求めるチラシとを合わせて「当該資料」という。）の収集方法を聴取した。

実施機関によると、実施機関のうち人権政策室の職員2名が、後援承諾を行った所管として、当該イベント内容の確認のために参加した際に、当該資料を入手したこと

であった。

なお、当該イベントへの参加は職務としてではなく、休日に任意参加したものであるとのことであった。

本件において、当該資料は後援承諾の取消し理由の根拠の一つであるため、その収集にあたっては職務として当該イベントに参加した上で当該資料を収集するべきであったものと思料する。

当該資料を根拠の一つとして後援承諾を取消す場合、当該資料の内容が吹田市後援等の実施に関する要領に定められた後援承諾の取消しの規定に合致することが肝要である。加えて当該文書が、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、つまりは条例が規定する「公文書」であるべきである。

本件に限らず、資料を根拠として実施機関が決定等を行う場合は、正確性や公平性の観点から、その資料の取得については職務に基づくものであるべきである。

## 2 後援承諾の取消しに関する実施機関間の協議等の記録が一切ないことについて

後援承諾は、行政処分ではなく、後援承諾の取消しについても同様である。しかし、本件では後援承諾の取消しに際して、「催しの内容に『特定の政治活動を目的とする事業』に該当するものがあった」ことを理由の 1 つとしている。この「特定の政治活動を目的とする」か否かの判断は、憲法 21 条において保障されている表現の自由に関わるものであるため、慎重な判断過程が必要なものである。実施機関によると、短時間での対応が求められる状況であったとのことだが、この判断に至る過程の記録は、行政の透明性の確保の観点からも作成するべきであったものと思料する。

なお、本件に限らず後援の承諾は、直接的な利益はなくとも市民及び市民団体等にとっては、重要視されるものであるから、後援承諾の取消しの際には、その判断に至った記録を残すべきである。